

最良執行方針

平成 30年 4月 1日 改定
株式会社 中国銀行

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定にしたがい、お客さまにとって最良のお取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。当行では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまからお取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針にしたがい執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）および R E I T（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」。

なお、当行では、フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2. 最良のお取引の条件で執行するための方法

当行は、金融商品仲介業務としてお客さまのご注文をお取り扱いすることとしております。

したがいまして、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文はすべて、当行が契約する金融商品取引業者（以下「委託金融商品取引業者」という）を経由して国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買のお取扱いはおこないません。

(1) お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文（以下「委託注文」という）は、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に委託金融商品取引業者経由で取次ぐことといたします。

お客さまが複数の委託金融商品取引業者と契約を締結している場合は、手数料が低廉である委託金融商品取引業者にご注文を取次ぎます。

金融商品取引所市場の売買立会時間外にいただいたご注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に、委託金融商品取引業者を経由して取次ぐことといたします。

(2) (1)において、委託注文の委託金融商品取引業者を経由しての金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおりおこないます。

(ア) 上場している金融商品取引所市場が 1 か所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(イ) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社 Q U I C K の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株式情報が表示されている金融商品取引所市場（当該取引所は、株式会社 Q U I C K 所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。当行の営業店にお問い合わせいただいたお客さまにはその内容をお伝えしま

す。)に取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、当行は金融商品仲介業務をおこなっていることから、委託金融商品取引業者へご注文を取次ぐ方法しか採用できません。

4. その他

- (1) お客さまから執行方法に関するご指示(執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)がありましたお取引については、委託金融商品取引業者に取次ぎ、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、たとえば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上